

## 九州森林学会会則

第1条 本会は九州森林学会と称する。

第2条 本会は九州地方における森林・林業に関する科学および技術の進歩と普及を図り、併せて会員相互の交流と親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は会の目的に賛同する希望者で組織する。会員の種類は、正会員、学生会員、賛助会員とする。賛助会員とは、本会の趣旨に賛同し、寄付金10,000円以上を納めたものとする。

第4条 本会は、会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、研究発表会、見学、視察旅行などの開催
- (2) 調査・研究成果の出版
- (3) その他、会の目的を達成するために必要な事業

第5条 本会には会長1名、副会長1名、庶務担当幹事1名、会計担当幹事1名、編集担当幹事1名、ウェブサイト担当幹事1名、幹事30名以内、監査2名の役員を置き、総会で定める。ただし、会長、副会長、庶務担当幹事、会計担当幹事、編集担当幹事、ウェブサイト担当幹事は会員より選出する。また、庶務担当幹事と会計担当幹事は会長が所属する機関から、編集担当幹事は編集・印刷業務を円滑に行いうる機関から選出する。役員任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、会長および副会長の任期は引き続き4年を超えてはならない。

第6条 本会に顧問若干名を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

第7条 本会の事務局は会長の所属する機関内に置く。

第8条 ある程度まとまった会員数のある職域に分会を置く。分会ごとに事務担当者を置き、事務担当者は分会での会費徴収などの事務を担当する。

第9条 毎年1回総会を開催するものとする。ただし、必要な場合は臨時に開催することができる。

第10条 総会で次の事項を協議する。

- (1) 会務報告
- (2) その他重要な事項

第11条 毎年1回大会を開催し、研究発表会などを行う。大会を開催するにあたっては、大会運営委員会を組織する。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、平成28年度については、平成28(2016)年10月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入で支弁する。

第14条 会費年額は次の通りとする。ただし、賛助会員の会費は別に定める。

- (1) 正会員 4,000円
- (2) 学生会員 2,000円

第15条 大会運営委員会は大会参加者から参加費として2,000円を徴収するものとする。

第16条 本会則を変更する場合は総会で決議しなければならない。

(平成23年10月28日 制定)

(平成26年10月24日 改正)

(平成28年11月4日 改正)

(平成29年10月27日 改正)